令 和 ３ 年 ８ 月
広 島 国 税 局

【 報 道 資 料 】

令和２年度租税滞納状況について

広島国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和制度の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しています。

（注１）滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

（注２）令和２年４月 30 日に施行された「納税の猶予制度の特例」を適用中の国税は、滞納に含まれません。

○　令和２年度租税滞納状況

（単位：百万円）

	A 令和元年度末 滞納整理中 のものの額 （前期繰越額）	B 新規発生滞納額	C 整 理 済 額	D（A＋B－C） 令和２年度末 滞納整理中 のものの額 （次期繰越額）
全税目	(89.5%) 16,637	(96.9%) 18,818	(70.2%) 15,008	(122.9%) 20,447
所　得　税	8,098	4,926	3,985	9,038
内　源泉所得税	2,310	579	610	2,279
内　申告所得税	5,788	4,346	3,375	6,759
法　人　税	2,489	1,688	1,393	2,784
相　続　税	455	456	591	320
消　費　税	5,495	11,667	8,978	8,184
その他税目	101	82	61	121

（注）１　括弧内の数値は、対前年度比です。
２　地方消費税を除いています。
３　令和３年４月及び５月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が令和２年度所属となるものを含んでいます。
４　各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

滞納整理中のものの額（滞納残高）

－滞納整理中のものの額は 204 億 47 百万円で、ピーク時（平成７年度）の約３割－

令和２年度における滞納整理中のものの額は、204 億 47 百万円となっており、令和元年度と比較すると、38 億 10 百万円（＋22.9%）増加しました。

（注）平成７年度の滞納整理中のものの額は、615 億４百万円

○　滞納整理中のものの額の推移

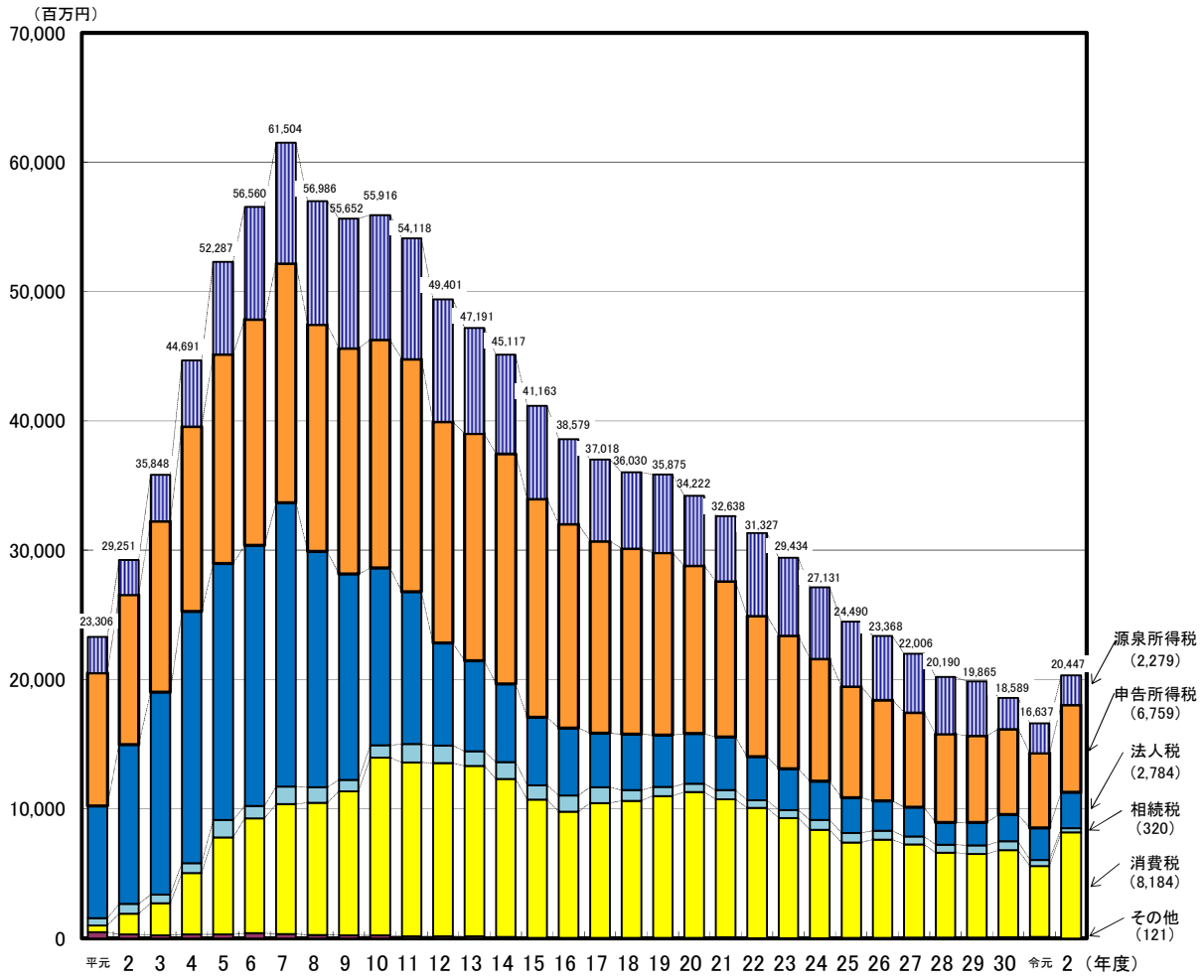

（注）地方消費税を除いています。

新規発生滞納額

－新規発生滞納額は 188 億 18 百万円で、ピーク時（平成５年度）の約３割－

令和２年度における新規発生滞納額は、188 億 18 百万円となっており、令和元年度と比較すると、6 億 11 百万円（▲3.1%）減少しました。

（注）平成５年度の新規発生滞納額は、644 億 32 百万円

○　新規発生滞納額の推移

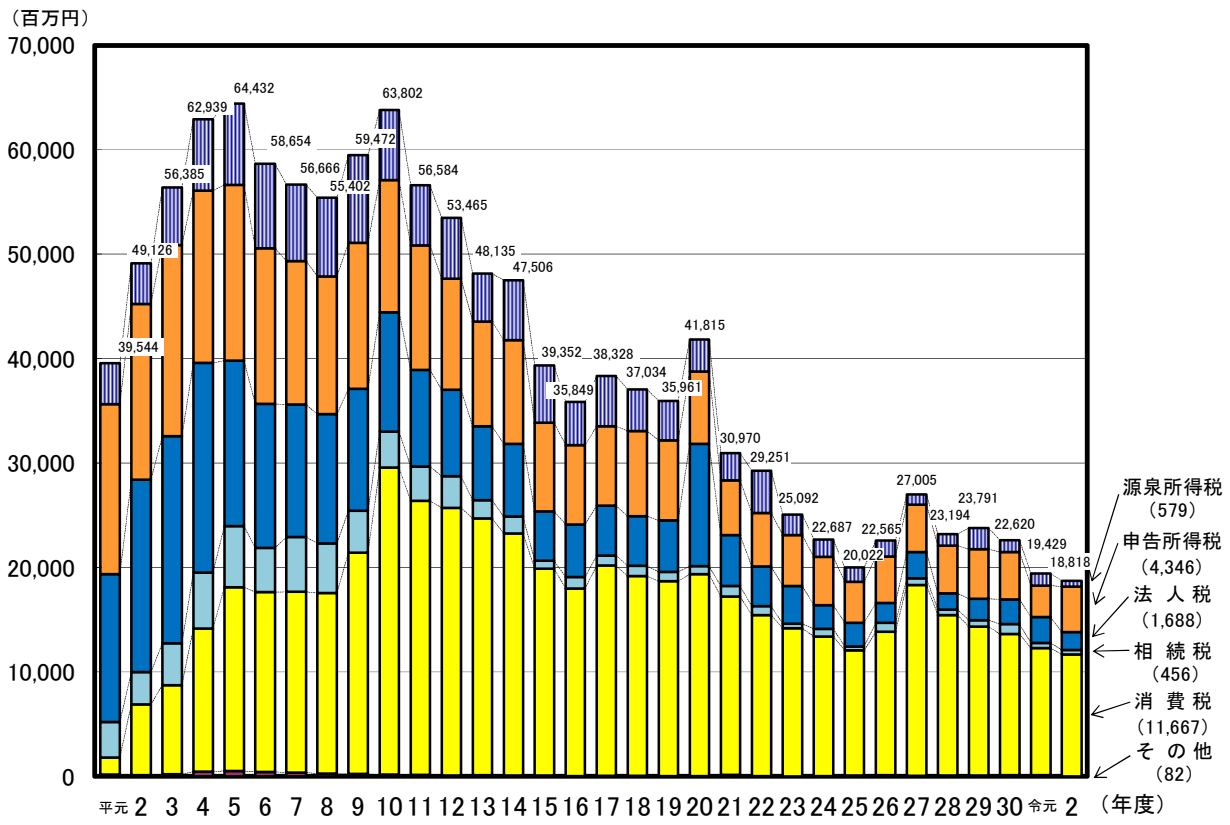

（注）地方消費税を除いています。

滞納発生割合

－滞納発生割合は 0.8%で、引き続き、低水準で推移－

令和２年度における滞納発生割合は、0.8%となっており、令和元年度から増減はありませんでした。

（注）滞納発生割合とは、徴収決定済額（申告などにより課税されたものの額）に占める新規発生滞納額の割合をいいます。

○　滞納発生割合の推移（過去 10 年）

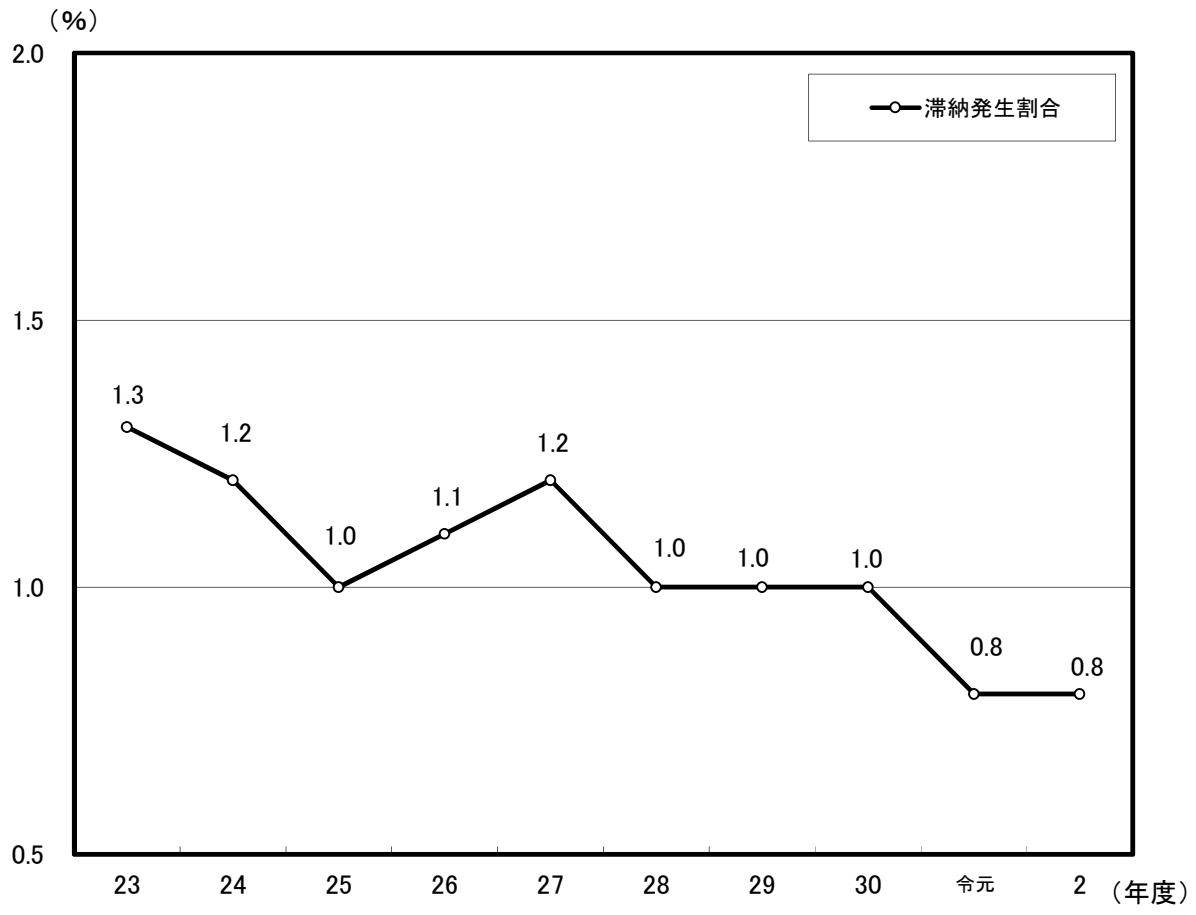

（注）地方消費税を除いています。

整理済額

－整理済額は 150 億８百万円で、前年度から減少－

令和２年度における整理済額は、150 億８百万円となっており、令和元年度と比較すると 63 億 73 百万円（▲29.8%）減少しました。

なお、国税庁においては、令和２年３月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対する納税緩和制度の適用を最優先に取り組んでまいりました。

○　整理済額の推移

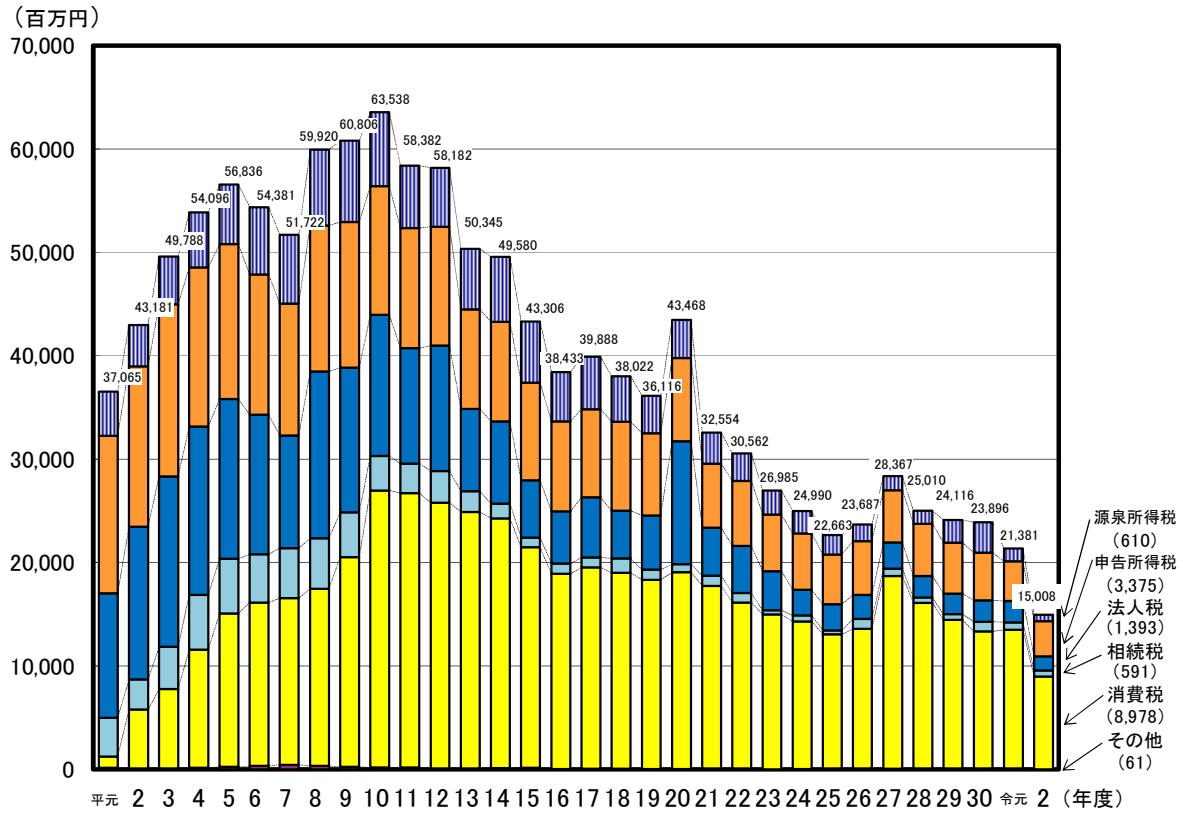

（注）地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額の推移（全税目）

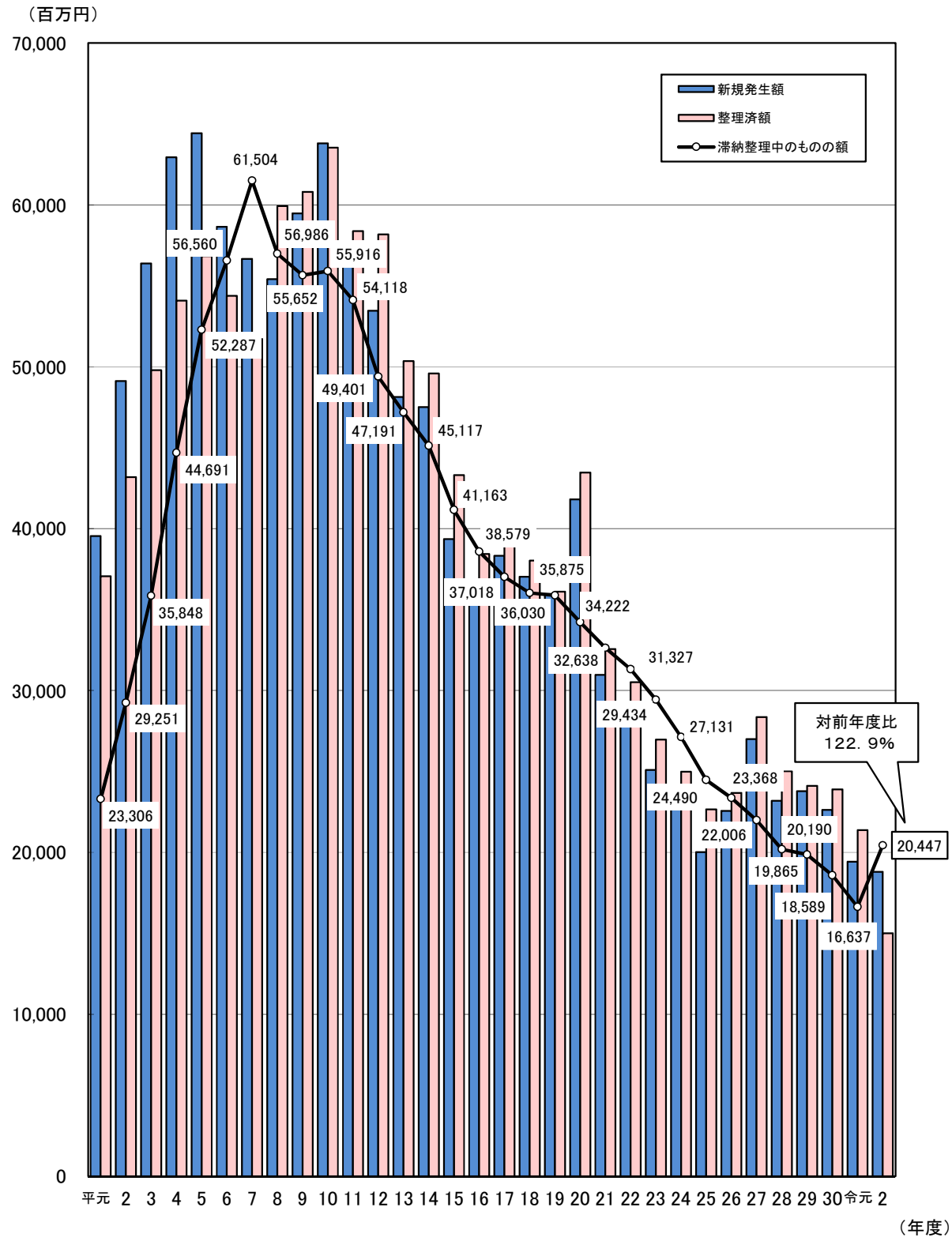

（注） 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額の推移（消費税）

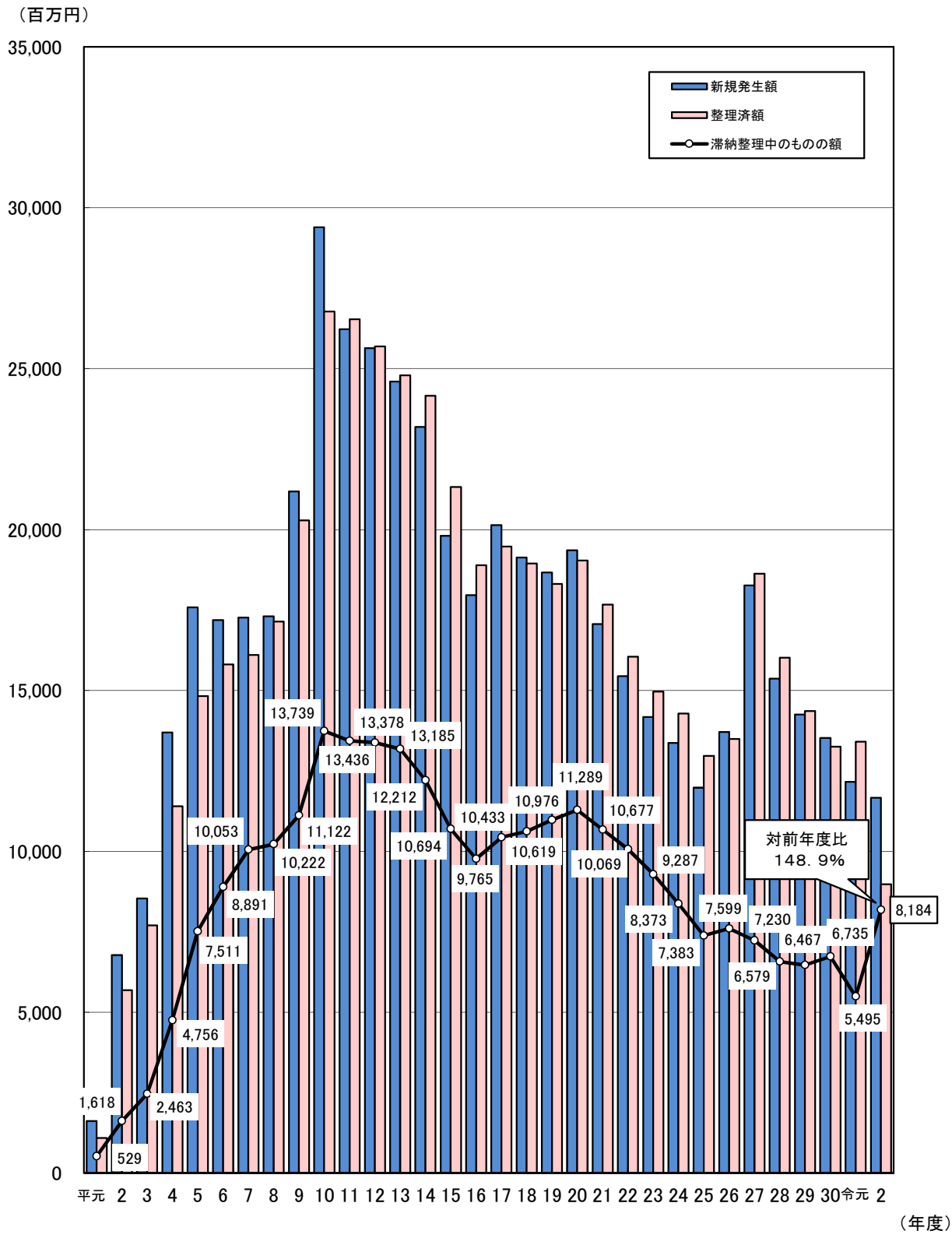

（注） 地方消費税を除いています。

主要税目別の租税滞納状況

（単位：百万円）

税目		区分	A 前年度末 滞納整理中のものの額	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D（A＋B－C）当年度末 滞納整理中のものの額
全税目合計		30	外 1,703 (98.4%) 19,865	外 3,648 (95.1%) 22,620	外 3,568 (99.1%) 23,896	外 1,784 (93.6%) 18,589
		令元	外 1,784 (93.6%) 18,589	外 3,294 (85.9%) 19,429	外 3,622 (89.5%) 21,381	外 1,456 (89.5%) 16,637
		2	外 1,456 (89.5%) 16,637	外 3,265 (96.9%) 18,818	外 2,498 (70.2%) 15,008	外 2,223 (122.9%) 20,447
主要税目別の内訳	所得税	30	(97.0%) 10,900	(83.7%) 5,673	(106.1%) 7,543	(82.9%) 9,031
		令元	(82.9%) 9,031	(73.6%) 4,173	(67.7%) 5,106	(89.7%) 8,098
		2	(89.7%) 8,098	(118.0%) 4,926	(78.0%) 3,985	(111.6%) 9,038
	源泉所得税	30	(96.0%) 4,214	(56.6%) 1,143	(134.6%) 2,951	(57.1%) 2,407
		令元	(57.1%) 2,407	(101.2%) 1,157	(42.5%) 1,254	(96.0%) 2,310
		2	(96.0%) 2,310	(50.0%) 579	(48.6%) 610	(98.7%) 2,279
	申告所得税	30	(97.7%) 6,686	(95.2%) 4,530	(93.4%) 4,592	(99.1%) 6,624
		令元	(99.1%) 6,624	(66.6%) 3,016	(83.9%) 3,852	(87.4%) 5,788
		2	(87.4%) 5,788	(144.1%) 4,346	(87.6%) 3,375	(116.8%) 6,759
	法人税	30	(103.6%) 1,775	(115.2%) 2,363	(103.9%) 2,068	(116.6%) 2,070
		令元	(116.6%) 2,070	(104.5%) 2,470	(99.2%) 2,051	(120.2%) 2,489
		2	(120.2%) 2,489	(68.3%) 1,688	(67.9%) 1,393	(111.9%) 2,784
	相続税	30	(106.3%) 662	(152.4%) 942	(161.1%) 933	(101.4%) 671
		令元	(101.4%) 671	(53.4%) 503	(77.1%) 719	(67.8%) 455
		2	(67.8%) 455	(90.7%) 456	(82.2%) 591	(70.3%) 320
	消費税	30	外 1,703 (98.3%) 6,467	外 3,648 (94.9%) 13,524	外 3,568 (92.3%) 13,256	外 1,784 (104.1%) 6,735
		令元	外 1,784 (104.1%) 6,735	外 3,294 (90.0%) 12,167	外 3,622 (101.1%) 13,407	外 1,456 (81.6%) 5,495
		2	外 1,456 (81.6%) 5,495	外 3,265 (95.9%) 11,667	外 2,498 (67.0%) 8,978	外 2,223 (148.9%) 8,184
	その他税目	30	(148.8%) 61	(129.7%) 118	(133.3%) 96	(134.4%) 82
		令元	(134.4%) 82	(98.3%) 116	(102.1%) 98	(123.2%) 101
		2	(123.2%) 101	(70.7%) 82	(62.2%) 61	(119.8%) 121

（注）　1　括弧内の数値は、対前年度比です。
　　2　上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
　　ただし、地方税法附則第９条の４の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。
　　3　各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。

問い合わせ先・連絡先
広島国税局（代表）０８２－２２１－９２１１
徴　収　課　課長補佐　井　上　千　恵（内線 3809）
国税広報広聴室　室長補佐　池　田　孝　行（内線 3797）